

重要

大府医発 7 5 3 号

(総務課企画室)

令和 7 年 3 月 2 4 日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長

加 納 康 至

(公 印 省 略)

医師法に基づく 2 年に一度の医師の届出について (再周知のお願い)

平素は本会事業の推進にあたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会より、標記に関する再周知依頼がございました。本件につきまして、令和 6 年 1 2 月 3 日付 (大府医発 5 5 1 号 (総務課企画室)) にてご案内いたしましたが、現在の届出状況から、まだ届出を行っていない医師がいることが見込まれるとのことです。

医師届出票は、重要な基礎資料となるだけでなく、本届出票を基に「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されます (※届出を行わない場合、検索しても「条件に該当する医師等は存在しません」と表示されます) 。休業中や現在診療に従事していない場合も含め、全ての医師に届出を行っていただく必要があります。

つきましては、現時点でまだ届出を行っていない場合には、速やかに届出 (オンライン又は紙の届出票を保健所へ提出) を行っていただくよう、会員への再周知をよろしくお願い申し上げます。なお、届出の期限は設定されておりませんが、速やかに提出いただきたいとのことでございます。

調査の詳細についての問い合わせ窓口は、各地区の保健所でありますことをお知らせ申し上げます。

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室

T E L 06-6763-7021 F A X 06-6764-0267